

足立区民設学童保育室設置促進補助事業

募集要領（申請書付）



令和8年5月

子ども家庭部 学童保育課

目次

1	趣旨	- 1 -
2	募集対象地域・定員数	- 1 -
3	開所時間等	- 2 -
4	応募資格	- 2 -
5	土地・建物	- 3 -
6	施設整備に関する基本的条件	- 3 -
7	運営に関する基本的条件	- 4 -
8	施設整備費補助及び運営費補助に関する事項	- 6 -
9	選定手順およびスケジュール	- 8 -
10	応募書類の配布	- 10 -
10.1	配布期間	- 10 -
10.2	交付場所	- 10 -
11	募集要領説明会	- 10 -
11.1	日時	- 10 -
11.2	場所	- 10 -
11.3	申込方法	- 10 -
12	質問	- 10 -
12.1	受付期間	- 10 -
12.2	受付方法	- 10 -
12.3	回答方法	- 10 -
13	提案書の提出	- 10 -
13.1	提出期限	- 10 -
13.2	提出先	- 11 -
13.3	提出書類	- 11 -
13.4	提出方法	- 12 -
14	一次審査	- 12 -
14.1	実施内容	- 12 -
14.2	選定方法	- 12 -
14.3	選定結果のお知らせ	- 12 -
15	二次審査	- 12 -
15.1	実施日時	- 12 -
15.2	実施内容	- 12 -
15.3	選定方法	- 13 -

15.4	実施時間（予定）	- 13 -
15.5	実施場所	- 13 -
15.6	選定結果のお知らせ	- 13 -
16	その他	- 13 -
17	書類の交付・提出、各種質問などの受付窓口	- 13 -
	様式集	- 14 -
	区指定物件	- 24 -

1 趣旨

令和8年度の学童保育室の申請数が前年度に引き続き増加し、過去最高の申請数となった。
年々高まっている学童保育室の需要に対応するため、令和9年4月1日から開設する民設の学童保育室を公募により誘致する。

2 募集対象地域・定員数

募集する地域は、下表の対象地域のとおりとする。

なお、対象地域の範囲外(足立区内に限る。)であっても、個別相談により認める場合がある。

また、応募方法は、(1)区指定物件に対する応募又は(2)対象地域に対する応募とし、全地域を通じて6室を超える応募があった場合、6室を上限として選定する。

(1)区指定物件に対する応募

	対象地域	対象物件	定員	室数
1	千住地域	物件名:北千住駅西口駐車場2階 建物所有者:株式会社ルミネ 施設所在地:足立区千住旭町42-2 施設面積:89.77㎡	40人程度	1室

※ 物件の詳細は本要領24ページを参照

※ 区指定物件に追加等があった場合は、区ホームページにて公表する。

(2)対象地域に対する応募(物件を確保したうえで応募)

	対象地域(学区域)	定員	室数
1	栗原小学校・西新井小学校地域	30人～ 40人程度	1室程度
2	綾瀬小学校・東綾瀬小学校地域	30人～ 40人程度	1室程度
3	加平小学校地域	30人～ 40人程度	1室程度
4	足立小学校・梅島小学校・千寿本町小学校地域	30人～ 40人程度	2室程度

※ 小学校ごと対象地域は、「令和8年度 学区域一覧 小学校(足立区公式ホームページ)」の町丁名及び区域に記載の地域とする。

<https://www.city.adachi.tokyo.jp/gakumu/r7-gakkuiki-itiran-zu.html>

※ 定員を超える(又は下回る)の物件を以って応募する場合は、事前に区に協議すること。

3 開所時間等

- (1)施設種別
児童福祉法に基づく放課後児童健全育成事業
- (2)開設時期
令和9年4月1日
- (3)開所時間(下記アからウまでの時間帯の開室は必須とする)
 - ア 平常時
小学校授業終了後から午後6時まで
 - イ 足立区立学校の管理運営に関する規則に規定する小学校の休業日
午前8時30分から午後6時まで(1日保育)
※ 土曜日、春夏冬休み、都民の日等
 - ウ 特別延長保育
 - (ア)夕方 午後7時まで(午後7時より後も可)
※ 午後7時より後の開所は、物件所有者と協議のうえ決定すること。
 - (イ)早朝(学校休業日) 午前8時から(午前8時より前も可)
※ 午前8時より前の開所は、物件所有者と協議のうえ決定すること。
- (4)休室日
 - ア 日曜日
 - イ 国民の祝日に関する法律に定める休日
 - ウ 年末年始(12月29日から1月3日まで)

4 応募資格

本件に参加できる者は、以下のすべての条件を満たす者とする。

- (1)令和9年3月31日までに「2 募集対象地域・定員数」で学童保育室を整備し、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を令和9年4月1日から開始することが可能であること。
- (2)学童保育室、幼稚園又は保育園を運営している実績のある団体であること。
- (3)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項(同令第167条の11第1項において準用する場合を含む)の規定に該当しないこと。
- (4)公表日以後に足立区競争入札参加停止及び指名停止措置要綱(足立区ホームページを参照)による指名停止を受けている期間がないこと。
- (5)日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又は日本国憲法の下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体に属する者が実質的に経営に関与又は当該者を相当の責任のある地位にある者として使用している者でないこと。
- (6)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する団体および警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずる者として、区長に対し、区発注の契約について排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (7)無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)に定める無差別大量殺人行為を行った団体又はこれら団体の支配若しくは影響の下に活動しているものと認められる団体

に属する者が実質的に経営に関与している者又は当該者を相当の責任のある地位にある者として使用している者でないこと。

- (8) 団体及びその代表者が、国税及び地方税を滞納していないこと。
- (9) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (10) 民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

5 土地・建物

学童保育室用の土地・建物は、応募する事業者(以下「事業者」という。)で用意すること。

- (1) 整備・運営を予定している物件は、現に事業者が所有又は賃借し、もしくは提案が選定された場合に所有又は賃借することが確実であること。
- (2) 賃貸する物件は、学童保育室として利用することについて、貸主の了承を得ておくこと。
- (3) 提案する施設は、建築確認申請書、建築確認済証及び検査済証の提出が可能であること。ただし、これらの提出が困難な場合、建築確認台帳記載事項証明書をもって代えることができるため、区と協議すること。
- (4) 検査済証が未交付の場合は、提案書の提出時に「建築基準法適合状況調査報告書」「建物賃貸借合意書(家主との間で是正工事が発生した際に法適合工事を実施する旨記載)」の提出が可能であること。また、令和9年3月31日までに「是正工事完了報告書」の提出が可能であること。
- (5) 提案する施設は、新耐震基準(昭和56年6月1日以降に建築確認を受けていること)を満たしていること。(昭和56年6月以前に建築された建物の場合は、耐震診断等の客観的な資料により新耐震基準を満たしていることが証明されていること)
- (6) 同一施設内での他の事業を複合的に行う場合、学童保育室事業を行う場所と明確に区分すること。
- (7) 物件の賃貸料は、地域の水準に照らして適正な額以下であること。
- (8) 開設事業者として区から決定を受けた場合には、十分な期間を設けて学童保育室の開設や工事等に関する説明会等を開催し、施設敷地内及び近隣地の居住者へ説明すること。
- (9) 同一物件又は隣接する施設に公序良俗に反するものがないこと。
- (10) 児童が利用する施設として、立地条件及び物件内容が適していること。

6 施設整備に関する基本的条件

学童保育室の設備基準は、次に掲げるものとする。

- (1) 遊び及び生活の場として安全・衛生が確保された保育専用の部屋、台所、専用便所(2器)、手洗い場があること。また、採光、換気等児童の保健衛生上の考慮が十分なされていること。
- (2) 保育専用の部屋は、1児童あたり概ね1.65㎡以上を確保できていること。その際、ロッカーや棚などの備品・設備類は面積に含まないこと。
- (3) 2階以上の物件は、児童福祉施設と同等の建築基準法上における二方向避難を確保すること。したがって、その階における学童保育室の主たる用途に供する居室の床面積の合計が100㎡(主要部分が準耐火構造又は不燃材使用の建築物の場合)を超える物件は、その階から避難階又は地上に通じる2以上の直通階段を必須とする。なお、1階及び上記面積を満たさない2階物件についても、児童の利用を想定したうえで安全な避難経路・手段が複数確保されている必要があるため、区に事前確認すること。
- (4) 児童が体調の悪い時などに休息できる静養スペースを確保していること。
- (5) 児童の安全対策を十分に考慮し、動線等に留意すること。
- (6) 備品として、児童の所持品(ランドセル等)を収納するためのロッカー、冷蔵庫、台所設備、食事用テーブル、倉庫、下駄箱、電話、ファクシミリ、冷暖房器具等を備えること。

- (7)「遊び」を豊かにするための遊具、図書等を備えること。
- (8)事業にかかわる事務を行うためのスペース及び設備・備品を整備すること。
- (9)次による非常災害に対する措置が講じられていること。
 - ア 消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備が設けられていること。
 - イ 非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する定期的な訓練を実施すること。
 - ウ 備品等の転倒防止措置が施されていること。
- (10)児童の入退室をメール、アプリケーション等により保護者に伝達する仕組みを用意すること。なお、利用料金は事業者の負担とする。
- (11)児童が学校から配布される端末を利用するため、Wi-Fi 環境を用意すること。なお、Wi-Fi 環境の整備及び通信にかかる費用は事業者の負担とする。

7 運営に関する基本的条件

学童保育室の運営基準は、次に掲げるものとする。

(1)法令等の遵守

業務の遂行にあたっては、関係法令を遵守し、区の学童保育室の設置趣旨に沿った管理運営を行うこと。

- ア 児童福祉法
- イ 地方自治法、同施行令、同施行規則等の行政関係法令
- ウ 労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法等労働関係法令
- エ 放課後児童クラブ運営指針(厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)
- オ 足立区立学童保育室条例、同施行規則
- カ 足立区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
- キ 足立区民設学童保育室事業運営補助要綱、足立区民設学童保育室事業運営補助対象基準、足立区民設学童保育室設置促進補助事業要綱
- ク 足立区学童保育室における発達支援児等育成に関する実施要綱
- ケ 足立区放課後児童健全育成事業の届出に関する要綱
- コ 個人情報の保護に関する法律、足立区情報公開条例、同施行規則
- サ 足立区歩行喫煙防止及びまちをきれいにする条例、同施行規則
- シ その他関係法令

(2)職員の配置(一室あたりの配置)

- ア 本要領 3(3)ア及びイの時間帯は、定員41人以上の場合は3人体制以上、定員40人までの場合は2人体制以上を基本とする。ただし、土曜日は2人体制以上とする。
- イ 本要領 3(3)ウに定める特別延長保育の保育時間帯は2人体制以上とする。
- ウ ア及びイで定める体制のうち、1人以上は足立区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第10条に規定する放課後児童支援員の資格を有する者かつ常勤である者とする。
- エ 現場責任者は、常勤職員かつ放課後児童支援員資格取得者とする。

(3)入室の審査

- ア 事業者は、学童保育室の入室の審査にあたり、区が定める入室審査基準を遵守し、入室審査事務を行うこと。
- イ 入室申請は、区が指定する受付期間にあわせて行うこと。
- ウ 申請受付場所は、事業者で必ず用意すること(区では申請受付場所を提供しない)。

(4)児童の受け入れについて

事業者は、入室審査を経て決定した入室者を受け入れること。

(5)学童保育室保護者負担金

ア 平常時の保育時間(小学校授業終了後から午後6時まで)及び小学校の休業日の保育時間(午前8時30分から午後6時まで)の保護者負担金は、足立区立学童保育室条例第6条のとおり、児童1人につき月額6,000円とする。

イ アの学童保育室保護者負担金の金額及び減額・免除の取扱いについては、足立区立学童保育室条例施行規則第7条のとおりとする。

ウ アの前後の時間である特別延長保育の保護者負担金については、事業者の裁量で設定することができる。

エ 保護者負担金は、事業者で徴収すること。

(6)事件・事故等の報告及び対応について

事件・事故等が発生した場合は、30分ルールを適用し、速やかに区へ報告すること。

※ 30分ルールとは

学童保育室を利用する児童や保護者に対して被害が発生した場合や生活等に大きな影響を与えるような「事件・事故」ならびに「事務作業ミス」について関係者間で迅速に情報共有を図り、組織として対応するためのルールのこと。

(7)学童保育室の質の向上に向けた支援について

区では、学童保育室の質の向上に向けて「学童保育マニュアル」に基づき、統一かつ客観的な基準で評価・助言を行う実地調査を実施している。実地調査の評価及び巡回支援訪問時の助言等も含め、質の向上に向けた育成支援の充実を図ること。

(8)個人情報の取扱いについて

個人情報については、対策を十分に講じたうえで取り扱うこと。

(9)その他

ア 18時以降は保護者の迎えが必要であるが、18時までは1人帰りを基本とする。18時までに帰る児童に対する保護者の迎えを強要しないこと。

イ 事業者は自主事業(英語教室や定員の空きを利用したスポット利用等を言う。)を行うことができるが、自主事業の実施にあたり、パーティー等を入れて参加する児童と参加しない児童を明確に分けること。また、自主事業への参加を強要しないこと。

ウ 小学校の休業日には、希望者を対象とした昼食の提供を行うこと。

8 施設整備費補助及び運営費補助に関する事項

(1) 施設整備費補助

「足立区民設学童保育室設置促進補助事業要綱」に基づき、次の学童保育室整備に要する経費の一部を補助する。

補助対象経費の内容	補助基準額 (上限額)	補助率
ア 既存施設の改修費 イ 設備の整備及び修繕並びに備品及び消耗品の購入経費 ウ 開所前月分の賃借料及び礼金	20,000,000 円	補助基準額 の10/10
エ 開所前に必要となる賃借料のうち、開所前月分賃借料を除く賃借料	補助対象経費から寄付金その他の収入額を控除した額	の8/10

※ 賃借料には共益費を含み、駐車場等付帯設備の賃借料及び敷金は除く。

(2) 運営費補助

「足立区民設学童保育室事業運営補助金算定基準」に基づき、開設した年度以降、学童保育室運営に要する経費の一部を補助する。参考に令和8年度の運営費補助は次のとおりである。

補助対象項目	入室児童数等	補助金額(令和8年度参考額)
人件費	入室児童数によらない	年額 9,390,000 円
児童加算	30 人以下	・児童数に関わらず一律月額 50,000 円を加算する。
	31 人以上	・一律月額 50,000 円の加算に加え、30 人を超えた児童数に対し、児童1人あたり月額 10,000 円を、在籍月分加算する。 ・ただし、対象となるのは、暦上月に 16 日以上在籍している月のみとする。また、補助対象児童数は定員の 1 割増までとし、定員を超えることが見込まれる場合は、区と事前協議すること。
経営支援加算	該当する施設	・毎月月末時点の入室率が 60% 未満の施設について、定員に対して不足する児童数に応じて、月額 3,000 円を加算する。
発達支援児対応費	該当する児童	・該当児童を1人以上受け入れ、職員を加配した場合、年額 2,922,000 円を加算する。 ※ 補助対象となる発達支援児 ①保護者が申請書に「障がい有」で申請し、なおかつ身体障がい者手帳・愛の手帳(療養手帳)の交付を受けている。 ②専門医療機関等の診断があり、区が認めた児童 ③特別支援学級在籍児童 ④小学校でスクールアシスタント(介助員)が配置されている児童 ⑤コミュニケーション教室に通っている児童

		⑥放課後デイサービスを利用している児童 ⑦その他区が認める児童
特別措置		年額 1,116,000 円
管理費 光熱水費等 施設維持経費 (定員数による)	10人～15人	月額 30,720 円
	16人～20人	月額 35,630 円
	21人～30人	月額 50,580 円
	31人～50人	月額 65,420 円
	51人以上	月額 85,250 円
保護者負担金補填	該当する児童	・区の基準による相当分
賃借料		・月 250,000 円までは 10/10 補助 ・月 250,000 円を超える部分は、その 8/10 補助
物価高騰支援費		・保護者負担金月額 6,000 円のうち、2,000 円として いる間食費相当分について、児童1人あたり月額 600 円を補助する。

(3) 認証学童クラブ事業費補助金

「足立区認証学童クラブ事業費補助金交付要綱」に基づき、開設した年度以降、学童保育室運営に要する経費の一部を補助する。参考に令和7年度の補助金額は次のとおりである。

補助対象項目	補助基準額(令和7年度 参考額)
・基本分	年額 6,187,000 円
・長時間開所加算 午前8時から午後7時を超えて開所する 場合に加算	「午前8時より前の時間」及び「午後7時を超える時 間」の年間合計時間×1,700 円
・常勤複数配置加算 放課後児童支援員(常勤職員に限 る。)を2名以上配置した場合に加算	年額 2,000,000 円
・場所の複数確保加算 専用区画とは別に、体を動かす遊び、 体験活動を行う場、静養できる場等を 設け、学童クラブでの過ごし方を選択で きるよう取り組んでいる場合に加算	年額 1,929,000 円
・遊び・体験充実加算 多様な遊び・体験活動を充実するた めの講師謝礼や備品購入等の経費を加 算	年額 1,500,000 円

※ 補助金の額は、補助基準額と実支出額から寄付金等を差し引いた額を比較して少ないほうの額とする。

(4) 申請方法

補助金の申請方法等については、事業者決定後に別途説明の機会を設ける。

9 選定手順およびスケジュール（予定）

事業者選定の手順およびスケジュールを図1、表1に示す。

図1 事業者選定フロー図

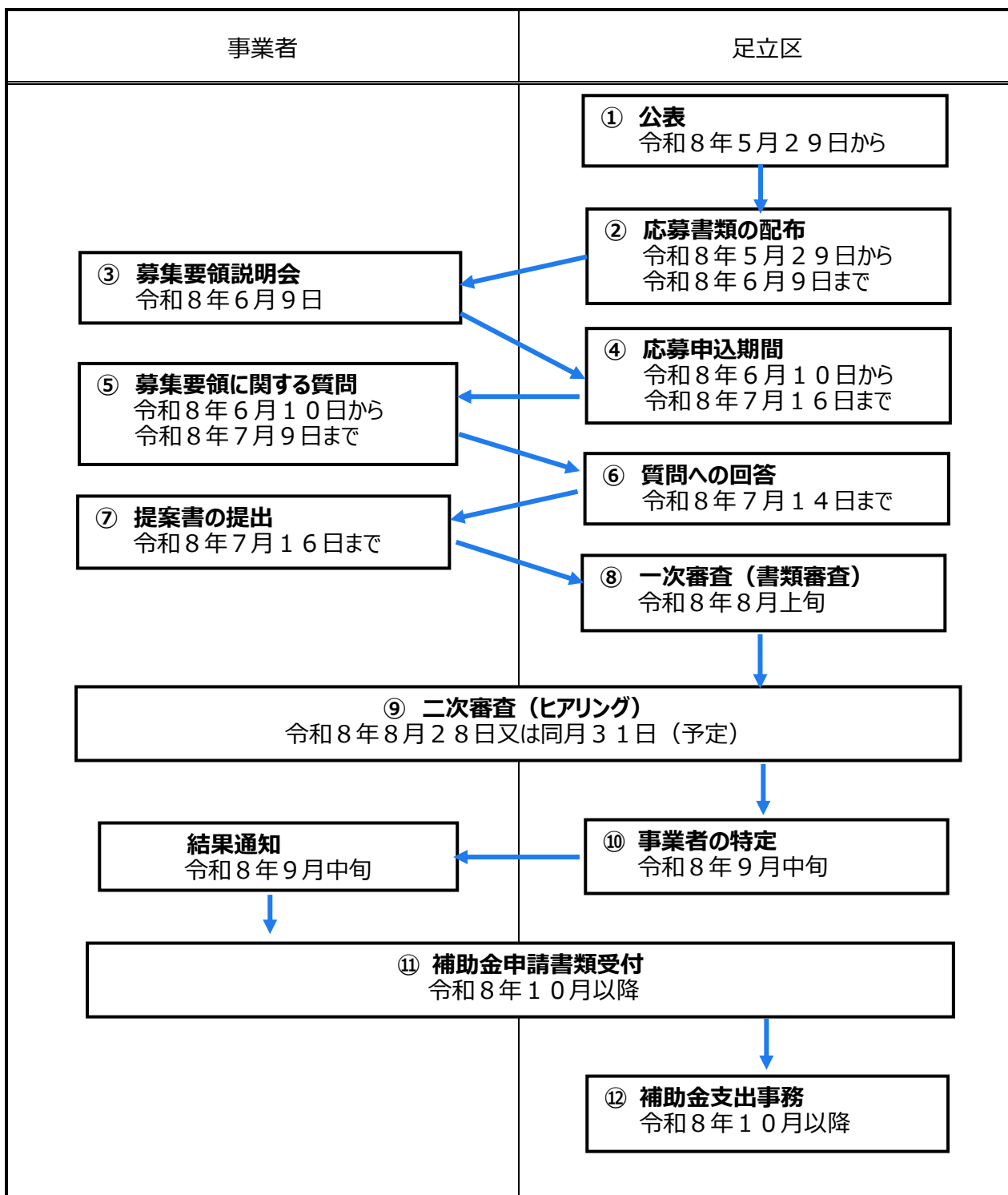


表 1 選定手順説明およびスケジュール (予定)

※現時点の予定であり、今後変更になる可能性があります。

手順	説明	日程
① 公表	足立区ホームページにより公表する。	令和 8 年 5 月 2 9 日から
② 応募書類の配布	学童保育課窓口で配布するほか、足立区ホームページからダウンロードにより配布する。	令和 8 年 5 月 2 9 日から 令和 8 年 6 月 9 日まで
③ 募集要領説明会	提案書提出予定事業者に対して、募集要領の説明会を実施する。原則として、応募申込には募集要領説明会に出席していることを条件とする。	令和 8 年 6 月 9 日
④ 応募申込期間	提案書を提出する期間を設ける。	令和 8 年 6 月 1 0 日から 令和 8 年 7 月 1 6 日まで
⑤ 募集要領に関する質問	募集要領に対する質問事項があれば受け付ける。	令和 8 年 6 月 1 0 日から 令和 8 年 7 月 9 日まで
⑥ 質問への回答	⑤に対する回答を集約し、募集要領説明会参加者に配布する。	令和 8 年 7 月 1 4 日まで
⑦ 提案書の提出	後述する方法で、提案書を提出する。	令和 8 年 7 月 1 6 日まで
⑧ 一次審査 (書類審査)	提出した提案書に基づき、足立区民設学童保育室設置促進補助事業要綱の評価表 (別表第 2) に より書類審査を実施する。	令和 8 年 8 月上旬
⑨ 二次審査 (ヒアリング)	提出した提案書に基づき、足立区民設学童保育室設置促進補助事業要綱の評価表 (別表第 3) に より、選定審査員による書類審査及びヒアリングを実施する。	令和 8 年 8 月 2 8 日 又は同月 3 1 日 (予定)
⑩ 事業者の特定	結果通知を送付する。	令和 8 年 9 月中旬
⑪ 補助金申請書類受付		令和 8 年 1 0 月以降
⑫ 補助金支出事務		令和 8 年 1 0 月以降

10 応募書類の配布

10.1 配布期間

令和8年5月29日(金)から令和8年6月9日(火)まで

10.2 交付場所

「17 書類の交付・提出、各種質問などの受付窓口」による配布及び区のホームページからダウンロード

11 募集要領説明会

11.1 日時

令和8年6月9日(火)午前10時から

11.2 場所

足立区役所12階1201会議室
(出席は各事業者2人までとする。)

11.3 申込方法

令和8年6月5日(金)午後3時までに、「17 書類の交付・提出、各種質問などの受付窓口」へ連絡すること。なお、後述の提案書を提出するためには、原則、本説明会に出席していることを条件とする。

12 質問

12.1 受付期間

令和8年6月10日(水)から令和8年7月9日(木) 午後5時必着

12.2 受付方法

様式7「質問票」に質問事項を記載し、「17 書類の交付・提出、各種質問などの受付窓口」の電子メールアドレス宛に送付すること。

12.3 回答方法

令和8年7月14日(火)までに、募集要領説明会参加者に電子メールにて送付する。

13 提案書の提出

13.1 提出期限

令和8年7月16日(木) 午後3時必着

13.2 提出先

「17 書類の交付・提出、各種質問などの受付窓口」を参照

13.3 提出書類（提案書）

応募を希望する団体は、以下の(1)申請に関する書類及び(2)財務に関する書類を別々に、かつ、以下に記載の順番に綴って提出すること。なお、指定のあるものを除き様式は自由とする。副本においては、法人及び個人が特定される恐れのある記載(町丁名以降の住所、氏名、電話番号、写真等)を黒く塗りつぶすこと。

(1)申請に関する書類(正本1部、副本5部／北千住駅西口駐車場への応募の場合は副本6部)

ア 足立区民設学童保育室設置促進補助事業申請書【様式1】

イ 団体に関する事項

(ア)定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類

(イ)法人にあっては登記事項証明書

(ウ)団体の概要を記載した書類

団体の組織及び運営に関する事項(本社及び事務所所在地、従業員数、経営理念・方針、組織図、主たる事業の実績、売上高等)を記載した書類

(エ)役員の名簿及び経歴を記載した書類

(オ)類似施設等管理運営実績資料【様式2】

ウ 開設予定物件に関する事項

(ア)開設予定物件調書【様式3】

(イ)建物の案内図(最寄小学校からの経路、周辺環境がわかるもの)

(ウ)建物の配置図、平面図(パソコンを用いてCADソフト等により作成されたもの)

エ 事業運営に関する事項

(ア)学童保育室運営事業計画書【様式4】

(イ)学童保育室の管理に係る収支計画書【様式5】

オ 従事職員にかかる事項

(ア)従事予定者等調書【様式6】

(イ)総括責任者(予定でも記載すること)(資格証・経歴書の写しを添付)

(ウ)社員教育・人材育成の内容、研修体制

(エ)職員平均勤続年数、平均給与(管理職、常勤、非常勤ごとの基本給の月額、時給のスタッフが
いる場合は時給額)

(オ)スタッフの数(人数を記載)(資格証・経歴書の写しを添付)

(カ)スタッフの採用基準(正社員・アルバイト)

※ 実際に当該施設に従事を予定している人数で記載すること。

カ 足立区ワークライフバランス推進企業認定証の写し(区外の場合は、相当するもの)

※ 該当する場合のみ

キ 本事業に関連するマニュアル(ある場合のみ)

(2)財務に関する書類(正本1部、副本1部／北千住駅西口駐車場への応募の場合は副本2部)

ア 納税証明書(法人税、消費税及び地方消費税)

直近年又は直近年度の証明書

提出日において発行の日から3か月以内のもの

イ 直近3事業年度の決算書類 ※ 正1部には会社代表者印を押印すること。

貸借対照表、損益計算書、勘定科目内訳明細書、収支計算書、株式資本等変動計算書、個別注記表、財産目録、法人税確定申告書(別表含む)など

なお、損益計算書の記載が合計額となっているものについては「販売費及び一般管理費の内訳」を添付すること。

13.4 提出方法

(1) 提出方法

持参すること。

(2) 提出物の形態

紙媒体にて、以下の部数を提出すること。

・13.3(1)申請に関する書類 正本部、副本 5 部/北千住駅西口駐車場に応募の場合は副本 6 部

・13.3(2)財務に関する書類 正本部、副本 1 部/北千住駅西口駐車場に応募の場合は副本2部

※ 副本は、審査で使用するため、法人及び個人が特定される恐れのある記載や写真は、あらかじめ黒く塗りつぶしておくこと。また、北千住駅西口駐車場に応募していただいた場合、物件所有者(株式会社ルミネ)へ副本を1部提供するものとする。

14 一次審査

14.1 実施内容

足立区民設学童保育室設置促進補助事業要綱の評価表(別表第2)の評価項目(基準)について、事務局による書類審査を行う。

14.2 選定方法

提案書を提出した事業者が複数ある場合は、原則、本要領2(1)及び2(2)に定める対象地域ごとに各地域3者程度を上限として選定する。ただし、同評価表(別表第2)の基準を満たしていない項目が一つでもあった場合は、選定対象から除外する。

14.3 選定結果のお知らせ

選考結果は、8月上旬(予定)に、文書で通知する。

15 二次審査

15.1 実施日 ※ 応募件数により変更となる場合あり

令和8年8月28日(金)又は令和8年8月31日(月)(予定)

15.2 実施内容

提案する団体は、提案書の資料をパワーポイントで作成し、10分程度説明する。パワーポイントの資料を印刷したものを6部用意すること。

説明内容に基づき、選定審査員による書類審査及び質疑応答を行う。

15.3 選定方法

足立区民設学童保育室設置促進補助事業要綱の評価表(別表第3)による選定審査員による総合評価点数が、おおむね6割を満たし、得点数が最も高い事業者を選定候補者とする。

15.4 実施時間(予定)

20分間程度(質疑応答を含む)

15.5 実施場所

別途、区が指定する場所とする。

15.6 選定結果のお知らせ

選考結果は、9月中旬(予定)に、文書で通知する。

16 その他

- (1)選定候補者が募集要領に反した場合は、選定候補者の決定を取り消すことがある。
- (2)選定審査員に対し、本件選定において、不正に情報を得る等の接触は禁止する。接触の事実が認められた場合は失格とする。
- (3)13.1の提出期限後における書類の提出、変更(差し替え)及び追加は認めない。ただし、区から指示した場合はこの限りではない。
- (4)提出書類は返却しない。
- (5)応募にかかる経費は事業者の負担とする。
- (6)事業者の提出する書類の知的財産権はそれぞれ作成した団体に帰属する。公表等に必要な場合などその他区が必要と認めるときは、区は提出書類の全部又は一部を無償で複製できるものとする。
- (7)足立区情報公開条例第6条により開示請求があった場合、個人情報に該当するもの及び事業者の権利利益を明らかに損なうものを除き原則として公開の対象となる。
- (8)提出書類に虚偽の記載があった場合は失格とする。
- (9)13.1の提出書類提出後に辞退する場合は、その旨を書面により区に提出しなければならない。
- (10)区が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁じる。また、当該検討の目的の範囲内であっても、区の了承することなく第三者に対してこれを使用させたり、又は内容を提示したりすることを禁じる。

17 書類の交付・提出、各種質問などの受付窓口

担当部門	子ども家庭部 学童保育課 学童施設調整係 南館 3階
担当者名	大牟礼・渡部
連絡先	03-3880-0722(電話) / 03-3880-5603(FAX)
電子メールアドレス	k-gakudou@city.adachi.tokyo.jp

様式 1

年 月 日

足立区民設学童保育室設置促進補助事業申請書

(提出先)
足立区教育委員会

申請者 所在地
 団体名
 代表者名

足立区における民設学童保育室設置促進補助事業について、応募します。なお、応募にあたっては、応募資格を満たしていること及び募集要領に定める条件について遵守することを誓約いたします。

施設名 (予定)	
所在地 (予定)	
定員予定数	
担当者	担当者氏名 所属 電話番号 メールアドレス

添付書類①（正 1 部、副 5 部／北千住駅西口駐車場への応募の場合は副本 6 部）

- 1 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- 2 法人にあつては登記事項証明書
- 3 団体の概要を記載した書類
- 4 役員の名簿及び経歴を記載した書類
- 5 類似施設等管理運営実績資料【様式 2】
- 6 開設予定物件調書【様式 3】
- 7 建物の案内図
- 8 建物の配置図、平面図
- 9 学童保育室運営事業計画書【様式 4】
- 10 学童保育室の管理に係る収支計画書【様式 5】
- 11 従事予定者等調書【様式 6】
- 12 足立区ワークライフバランス推進企業認定証の写し（区外の場合は、相当するもの）
- 13 本事業に関連するマニュアル（ある場合のみ）

添付書類②（正 1 部、副 1 部／北千住駅西口駐車場への応募の場合は副本 2 部）

- 1 納税証明書
- 2 直近 3 事業年度の決算書類

様式2

類似施設等管理運営実績資料

申請者 所在地
 団体名
 代表者名

番号	施設名	所在地	施設の用途、内容	主な業務内容	管理運営期間	
					開始	年月日
1					開始	年月日
					終了	年月日
2					開始	年月日
					終了	年月日
3					開始	年月日
					終了	年月日
4					開始	年月日
					終了	年月日
5					開始	年月日
					終了	年月日

※ 学童保育室等の管理運営の実績について記入してください。
 当該施設のパフレットがあれば添付してください。

様式3

開設予定物件調書

申請者 所在地
 団体名
 代表者名

学童保育室の名称 (仮称)		
所在地		足立区
最寄小学校		
最寄小学校からの距離 及び所要時間		約 m/徒歩 分 (80m/1分)
竣工年月		年 月
建物の構造		鉄骨造 RC造 SRC造 その他 () 階建ての 階 (エレベーター 有・無)
耐震性		建築基準法における新耐震基準 (昭和56年6月1日施行) に (適合 ・ 不適合)
建物面積等		敷地面積 m ² 、建築面積 m ² 、延床面積 m ² 学童保育室使用部分の延床面積 m ²
権利	土地	自己所有 建物借用と一体 借用 (1か月の賃借料 円) (礼金 賃借料の 月分)
	建物	自己所有 借用 (1か月の賃借料 円) (礼金 賃借料の 月分)
他の階の建物の主な用途 (現況)		
専用区画 の面積計 画及び定 員計画	育成室	ア () m ²
	静養室	イ () m ²
	面積合計	(ア+イ) = ウ () m ² ウ ÷ 1.65 m ² = エ () 人
	定員	() 人

様式4

学童保育室運営事業計画書

団体名			
代表者名		設立年月日	年 月 日
団体所在地			
T E L		F A X	
事務担当者名		連絡先TEL	

※ 以下の質問事項は基本概要を記載し、マニュアル等を整備している場合は別途添付してください。

※ 記入欄は枠を広げてご記入ください。

1 理念及び保育方針

--

2 施設の管理運営体制

① 職員体制
② 児童の事故防止のための対策
③ 施設の衛生管理
④ 施設・設備の安全性の確保
⑤ 本部との連携について（指令系統・支援体制）

3 危機管理体制

① 登室・降室・保育時間における安全対策と事故対応・30分ルール ¹ の周知徹底や区への報告体制
② 緊急時の保護者との連絡や職員間の連絡体制について（休日を含む）
③ 防犯・防災への対応
④ アレルギーのある児童への対応策
⑤ 救急薬品の管理について

4 個人情報の取り扱い（職員の研修・教育については、6⑥に別途記載）

① 個人情報の管理及び保護
② 利用者に対して個人情報の利用目的を伝える体制

5 育成支援

① 保育の質の向上に対する取り組み
② 健康管理・基本的な生活習慣等の日常生活の支援
③ 遊びの支援（年間行事計画作成、伝承遊びや多様な遊び、児童が意欲的自発的に遊びを作り出す支援等）
④ 配慮を必要とする児童への対応（発達支援児や虐待が疑われる児童への必要な支援や配慮の方法・保護者対応や情報共有、LGBTの基本理念）
⑤ おやつ提供（提供作業や衛生管理の徹底、手作りおやつや体験おやつなど食育や栄養バランスを考慮した取り組みやメニュー例等）

6 事業運営

① 子どもへの対応（支援員としての具体的な育成支援方針や子どもが問題行動をした場合の対処法等）
② 職員間の保育情報の共有
③ 家庭（保護者）との連携
④ 地域・学校等との連携
⑤ 保護者や地域・学校からの意見・要望を反映させる工夫
⑥ 研修（職員へのプライバシーの保護・管理やコンプライアンス教育、各法令遵守等）

7 学童保育室の事業計画

① 開設までの資金計画（既存施設の改修、設備の整備、備品・消耗品の購入等）
② 開設後5年間の収支計画

8 その他、特記すべき事項があれば記入してください。

--

様式5

学童保育室の管理に係る収支計画書

申請者 所在地
 団体名
 代表者名

(単位：千円)

収 支 区 分		内 訳	金 額	備 考
収 入 合 計 (A)				
項目	運営補助金 人件費			
	児童加算			
	管理費等			
	賃借料			
	保育料			
支 出 合 計 (B)				
項目	人件費			
	間食費			
	教材費			
	管理費			
	事務費			
	賃借料			
	本部経費			
収支(A)－(B)				

※ 項目は追加してもかまいません。

様式 6

従 事 予 定 者 等 調 書

申請者 所在地
 団体名
 代表者名

(1) 従事者数

職 種 等		人 数	職 種 等		人 数
常 勤			臨時職員等		
非常勤					
小 計			小 計		
			全体合計		

※常勤(兼務の場合は明記してください。)

(2) 資格者名簿 (防火管理者、放課後児童支援員、児童福祉等に関する有資格者等を記入してください。)

番号	氏 名	資 格 名 称	認 定 団 体	資格者証交付番号	取得年月日
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					

※資格を証明するものの写し・履歴書を添付してください。(現場責任者候補は必須)

(3) 職員体制

平常時

	常 勤	非 常 勤	その他 (臨時職員等)
授業終了時～18:00	名	名	名
18:00～19:00	名	名	名

1日保育時

	常 勤	非 常 勤	その他 (臨時職員等)
8:00～8:30	名	名	名
8:30～18:00	名	名	名
18:00～19:00	名	名	名

様式7

年 月 日

質問票

足立区民設学童保育室設置促進補助事業

事業者名	
所在地	
担当者	
連絡先	TEL FAX
	メール

足立区民設学童保育室設置促進補助事業募集要領について、以下のとおり質問します。

件名	
項目	(募集要領 頁 行目)
内容	

※この質問票をメールにて提出してください。件名は「**【質問票】民設学童保育室公募**」としてください。

足立区子ども家庭部学童保育課学童施設調整係 宛
メールアドレス：k-gakudou@city.adachi.tokyo.jp

足立区民設学童保育室設置促進補助事業募集要領に定める区指定物件は以下のとおりとする。

千住地域

- (1) 建物所有者：株式会社ルミネ
- (2) 所在地：足立区千住旭町42-2（名称：北千住駅西口駐車場）
- (3) 施設面積：89.77㎡
- (4) 構造：鉄骨造（地上7階 塔屋2階）
- (5) 月額賃料：816,000円（税抜き）
- (6) 敷金：4,896,000円
- (7) 契約期間：3年5カ月（定期建物賃貸借契約）令和8年10月開始の想定
※ 協議可
- (8) 賃料発生日：引き渡しの日から
- (9) 賃貸借契約：事業者選定後、選定事業者-株式会社ルミネ間で締結
- (10) 現地見学会：1回目 令和8年6月25日（木）11時から12時まで
2回目 令和8年6月25日（木）15時から16時まで
※ いずれも事前申込制

～現地見学会へのお申込み～

足立区 子ども家庭部 学童保育課 学童施設調整宛にメールにてお申し込みください。

- ・メールアドレス：k-gakudou@city.adachi.tokyo.jp
- ・件名：「【現地見学会】民設学童保育室公募」
- ・本文：希望の日程（1回目又は2回目）

法人名

参加者氏名

電話番号

- ※ 申込期限 令和8年6月12日（金）15時まで
- ※ 事前に申し込み者がいない場合、その回の現地見学会は開催されません。
現地見学を希望する場合は、必ずお申し込みください。